

船橋市認定ヘルパー養成研修実施要領

(目的)

第1条 この要領は、介護予防生活支援サービスに従事する者を養成するために実施する研修（以下「研修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修修了者の呼称)

第2条 前条による研修を修了した者を「船橋市認定ヘルパー」と呼称する。

(研修内容)

第3条 研修の内容は下記のとおりとし、その合計時間は12時間程度とする。

- (1) コミュニケーション技術・援助のマナー
- (2) 自立に向けた支援・生活と家事
- (3) 高齢者の健康・からだ
- (4) 安全の確保・緊急対応・個人情報の取扱い
- (5) 認知症の理解
- (6) グループ演習

(定員等)

第4条 受講者の定員、実施の回数・時期・場所については、諸般の事情を勘案し、年度ごとに別に定めるものとする。

(受講者の管理)

第5条 受講者の管理は、船橋市認定ヘルパー養成研修受講者名簿（第1号様式）により行うものとする。

(修了証明書)

第6条 研修を修了した者には、修了証明書（第2号様式）を交付するものとする。

(研修の委託)

第7条 研修の円滑な実施のため、研修業務を委託することができるものとする。

附 則

この要領は、平成28年1月4日から施行する。

第 号

修了証明書

氏名

年 月 日生

船橋市認定ヘルパー養成研修の課程を
修了したことを証明する

年 月 日

船橋市長